

《令和8年12月改正法施行》企業に求められる対応とは 公益通報者保護法改正を踏まえた 『内部通報制度』の整備・運用の実務

通報者保護の強化・罰則導入など改正の重要ポイントと制度運用上の留意点を解説

開催日時

2026年10月15日(木) 13:30～16:30

Webセミナー（オンデマンド配信）もごさいます。
詳細は Web サイトへ

申込期間

2026年10月7日(水) まで

受講料入金期限

2026年10月9日(金)

対象：コンプライアンス、内部監査、内部統制、人事、総務、法務等のご担当者～責任者

改正公益通報者保護法の施行により、企業には、内部通報制度を形式的に整備するだけでなく、実効的に機能する体制として見直し、運用することがこれまで以上に求められます。今回の改正では、通報者保護の強化、解雇・懲戒に対する刑事罰の導入、通報妨害・通報者探索への対応、保護対象の拡大など、内部通報制度の設計・運用に大きく関わる見直しが行われました。本セミナーでは、消費者庁公益通報者保護制度検討会委員や財務省コンプライアンス推進会議アドバイザー等を務め、企業の内部統制システム構築支援、不正検査業務、独立第三者委員会委員、社外取締役・社外監査役等を歴任し、企業の実情に非常に詳しい講師が改正法の重要ポイントを整理するとともに、企業に求められる内部通報制度の整備・運用のあり方について、最新動向を踏まえ解説します。（詳しくは裏面をご覧ください）

● 講 師 ●



山口利昭法律事務所 代表弁護士

山口 利昭氏

大阪大学法学部卒業。1990年弁護士登録、竹内・井上法律事務所へ入所後、1995年に山口利昭法律事務所を開設。会社法、金融商品取引法、企業会計法関連など企業法務分野を担当。不正調査業務・企業価値算定に関わる業務も専門。変化の早い現代の最新動向を研究しながら、スピード経営、リスク管理、透明性ある経営の調和を考え、コンプライアンス経営の実現を目指す指導には定評がある。2005年から、ブログ「ビジネス法務の部屋」を開設。企業コンプライアンスや内部統制等、「企業価値と法」に関わる最新の話題を扱い、弁護士から法務担当者、経営層など幅広い層の支持を得る。大手企業の社外取締役も務める。日本ガバナンス研究学会理事、日本コーポレートガバナンス・ネットワーク理事。

【主 著】

「内部通報・内部告発その光と影」（2010年・経済産業調査会）、
「不正リスク管理・有事対応」（2014年・有斐閣）、
「ビジネス法務からみた会社法改正」（2014年・レクシスネクシス）、
「実効的な内部通報制度」（2017年・経済産業調査会）他、共著書、論文等多数

● 分 野 ●



内部監査・内部統制

● 主 催 ●

株式会社みずほ銀行 法人業務部
みずほセミナー担当

TEL 03(6808)9073

● 会 場 ●

T K P 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
(J R・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

29,700 円

(うち消費税 2,700円)

MMOne シルバー会員

31,900 円

(うち消費税 2,900円)

左記会員以外

35,200 円

(うち消費税 3,200円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>



※ご利用要領は裏面をご覧ください。

※同業の方のご利用はご遠慮ください。

No.26-11020

1 令和7年改正の内容

- (1) これまでの公益通報者保護法運用における歴史と改正の背景、目的
- (2) 改正の動機となった具体的事例の紹介
- (3) 改正内容と実務に及ぼす影響
- (4) 刑事罰、禁止規定が導入されたことへの理解
- (5) 積み残された課題（さらなる法改正に向けて）

2 内部通報・内部告発の実情 ～なぜ内部通報制度は機能しにくいのか？～

- (1) 内部通報制度が機能しなかった事例
- (2) 内部通報制度が機能した事例
- (3) 運用上の諸問題
- (4) 内部通報・内部告発のグレーゾーン

3 法改正を踏まえた内部通報制度の実効に向けた工夫と着眼点

- (1) 内部通報制度と公益通報対応体制整備義務との関係
- (2) ハラスメント通報対応と「ビジネスと人権」問題
- (3) 濫用的通報者対応への課題
- (4) コンプライアンス経営のために経営者が理解しておくべきこと

※最新の動向により、上記内容を一部変更させていただく場合があります。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先 **TEL 03(6808)9073**

ご利用要領

- ① みずほセミナー（来場型）（以下、「本セミナー」といいます）は、お申し込みを受け付け後、折り返し電子メールで請求書をお送りします。
- ② 受講料は、請求書に記載の金額を、同請求書記載の入金期限までに指定口座へお振り込みください。
領収書の発行は省略しております。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
- ③ ご入金を確認後、原則5営業日以内に、お申込ページでご入力いただいたお申込手続者さまのメールアドレス宛に、参加証をお送りします。
- ④ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- ⑤ キャンセルをご希望の場合は、開催日の前営業日17時までにセミナー担当（mzh.seminar@mizuho-bk.co.jp）まで電子メールでご連絡ください。
受講料は全額返金いたします。お振込時の手数料は返金できかねます。受講料入金期限までにご入金を確認できない場合は、お申し込みをキャンセルとさせていただきます。
- ⑥ 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーの受講をお断りいたします。
- ⑦ お申込等で取得した個人情報、当行の定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に管理します。
- ⑧ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネットへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共有等の行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当行は損害賠償請求等の法的措置を講じる場合がございます。
- ⑨ 本セミナーで配布または提示される資料、スライド、映像、音声等の著作権・知的財産権は、当行または講師その他権利者に帰属します。受講者は、事前の許諾なく、これらを複製、転用、配布、公衆送信、改変等することはできません。
- ⑩ 駐車場はございません。車でお越しはご遠慮ください。
- ⑪ 車いすのご利用等、お身体が不自由でお席についてご相談のあるお客様は、事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑫ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止する場合がございます。中止の際には受講料を全額返金いたしますが、お振込時の手数料は返金できかねます。
- ⑬ 本要領は、必要に応じて当行が変更できるものとし、変更後はホームページ等で周知します。
- ⑭ 天災地変、交通機関の事故・遅延、感染症の流行、その他当行の責に帰さない事由によりセミナーの全部または一部が中止・変更となった場合、当行は受講料の返金以外の責任を負いません。
- ⑮ 本要領に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

みずほ銀行

セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>